

【参考】

(1) 社会福祉功労者に対する厚生労働大臣表彰

多年にわたり地域福祉の推進に尽力し、その功績が特に顕著と認められる個人及び団体に対して、厚生労働大臣が表彰し、その功績をたたえるとともに、社会福祉の一層の向上を図るもの。

(2) ボランティア功労者に対する厚生労働大臣表彰・感謝状

永年にわたり、福祉分野等のボランティア活動を率先して行い、その功績が特に顕著であると認められる個人及び団体に対して、厚生労働大臣が表彰し、その功績をたたえるとともに、広く国民のボランティア活動への参加促進を図るもの。

(3) 救急医療功労者厚生労働大臣表彰

多年にわたり地域の救急医療の確保、救急医療対策の推進に貢献した団体及び個人に対し、厚生労働大臣がその功績をたたえ救急医療関係者の意識の高揚を図り、もって、救急医療対策の一層の充実強化に資することを目的とするもの。

(4) 産科医療功労者厚生労働大臣表彰

多年にわたり地域のお産を支え、産科医療の推進に貢献してきた産科医等に厚生労働大臣表彰を行い、その労苦に報いることにより、産科医療従事者の意識の高揚を図り、もって産科医等確保対策の一層の充実強化に資することを目的とするもの。

(5) 国民健康保険関係功績者厚生労働大臣表彰

国民健康保険事業に対する功績が顕著であって、他の模範と認められる国民健康保険関係役職員に対し厚生労働大臣表彰を行い、その功績をたたえるとともに、併せて国民健康保険事業の発展に寄与することを目的とする。

(6) 麻薬・覚醒剤乱用防止功績者に対する厚生労働大臣、医薬・生活衛生局長感謝状

麻薬・覚醒剤乱用防止運動に関して、顕著な功績を示した団体又は個人に対して厚生労働大臣感謝状及び医薬・生活衛生局長感謝状の贈呈を行い、麻薬・覚醒剤乱用防止の一層の推進を図るとともに、国民の保健衛生の維持向上に寄与するもの。

(7) 老人クラブ育成功労者等に対する厚生労働大臣表彰

老人クラブに対して多年にわたり、その発展向上に尽力し、功績のあった者の功労に報い、また、他の模範となる優良老人クラブ及び優良市区町村老人クラブ連合会の活動の成果を称賛するもの。

(8) 児童養護事業功労者に対する厚生労働大臣表彰

永年にわたり児童養護事業に従事し、その功績が特に顕著な者に対して厚生労働大臣表彰を行い、その功績を讃え労苦に報いるとともに、併せて児童養護事業の進展に資するもの。